

刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う
運営事業者募集要項

令和 7 年 4 月

刈谷市次世代育成部子ども課

目次

1	趣旨	4
2	募集内容	4
	（１）認可保育所の事業形態	4
	（２）施設の概要	4
	（３）開園予定日	5
	（４）実施事業	5
3	土地・建物等の貸付条件	7
	（１）期間	7
	（２）貸付料	7
	（３）土地の維持管理に関する経費	8
	（４）建物の改修・修繕負担区分	8
	（５）建物の使用に関して生じる経費	9
	（６）備品等	9
4	保育の引継ぎ	9
5	応募資格	9
6	私立保育所への移行に伴う手続	11
7	保育所の運営に関する条件	11
8	事前申出及び質問	14
	（１）応募検討事前申出書及び質問書の提出	14
	（２）質問に関する留意事項	14
	（３）機密保持誓約書の提出	14
9	応募申込みについて	15
	（１）一次審査	15
	ア 申込方法	15
	イ 提出書類の体裁	15
	ウ 審査基準	16
	エ 結果通知	17
	（２）応募に関する留意事項	17

1 0	二次審査について	17
(1)	選定方法	18
(2)	事業者の決定	18
(3)	選定結果の通知等	18
1 1	事業者選定スケジュール	19
1 2	その他留意事項	19

1 趣旨

平成17年4月から指定管理者制度を導入している刈谷市立おがきえ保育園は、現在の指定管理者の指定期間満了後、私立保育所へ移行することが決定している。

この要項は、刈谷市立おがきえ保育園（以下「おがきえ保育園」という。）の廃止に伴い、おがきえ保育園を引き継ぐ保育所を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）の公募に関して必要な事項を定めるものとする。

2 募集内容

（1）認可保育所の事業形態

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項に基づく認可を受けて開設する保育所の設置及び運営とする。

（2）施設の概要

ア 所在地 小垣江町南堀24番地

イ 敷地面積 3,719平方メートル

ウ 延床面積 1,755.13平方メートル

エ 建物構造 鉄筋コンクリート造り2階建て

オ 建設年月 平成17年3月

カ 施設内容

区 分	客 室	面積（㎡）	区 分	室 数	面積（㎡）
乳 児 室	3	87.75	保 育 室	5	395.87
ほ ふ く 室	2	89.08	遊 戯 室	1	156.88
調 理 室	1	43.03	倉 庫	6	58.15
調 乳 室	2	9.27	廊 下		198.75
医 務 室	1	7.20	便 所	8	102.78
事 務 室	1	78.80	そ の 他		496.02
職員休憩室	1	31.55	計		1755.13

カ 位置図



(3) 開園予定日

令和9年4月1日

(4) 実施事業

保育事業については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設運営基準」という。）、及び愛知県の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号。以下「愛知県条例」という。）のほか、次の内容に従い実施すること。

保 育 事 業	条 件
通常保育	認可定員 180人
	受入年齢 生後6月以降から
	基本時間 8:30～16:30
	標準時間 7:30～18:30
	給食 自園調理（※1）

保 育 事 業	条 件
延長保育	通年早朝 7：00～7：30 通年夜間 18：30～20：00 （最低条件）
休日保育等	1日あたり定員180人 実施日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで 注1：延長保育を実施すること。 注2：給食費等は園で徴収すること。 注3：休日保育及び土曜保育において、定員までは他園の園児も受け入れること。 （最低条件）
障害児・医療的ケア児保育	障害児（※2）・医療的ケア児（※3）を受入れられるよう、看護師、准看護師又は保健師を配置し、研修等を積極的に実施すること。
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	1日あたり定員おおむね10人以上（最低条件） 実施日：通年を原則とする

※1 食物アレルギー・乳糖不耐症・宗教食等に対して柔軟に対応するよう努めるとともに、休日保育においても自園調理で対応すること。

※2 障害児とは、本市が障害児として保育の実施を認めた児童とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。

※3 想定する医療的ケア児は経管栄養及び導尿とするが、刈谷市南部地域の基幹園として、その他の医療的ケア児についても可能な限り積極的に受け入れられるような体制整備に努めること。

3 土地・建物等の貸付条件

土地及び建物については、賃貸借契約を締結する。



(1) 期間

ア 市所有の土地及び建物は、本市と運営事業者の間で20年の土地・建物賃貸借契約を締結する。

なお、期間満了5年前を目途に本市と協議し、事業継続となった場合は、再契約をすることができるものとする。

イ 私人所有の土地については、別に提示する要件（子ども課に問い合わせること）を了承すること。

(2) 貸付料

貸付料の年額は、貸付契約する土地及び建物に係る前年度の固定資産税と都市計画税の算定方法に準じて市長が定める額の合計額に3を乗じて得た額とする。

(参考) 令和6年度の市長が定める額及び貸付料

	種別	市長が定める額 (①)	貸付料 (①×3)
ア	土地	2, 8 0 9, 2 9 9 円	8, 4 2 7, 8 9 7 円
	建物	3, 3 7 1, 4 1 4 円	1 0, 1 1 4, 2 4 2 円
イ	土地	別に提示する	別に提示する

(3) 土地の維持管理に関する経費

運営事業者は、本件土地の維持管理に関する経費を全て負担し、本市に対しその補償の請求をできないものとする。

その他の条件は、別途、本市と運営事業者の間で締結する土地賃貸借契約で定める。

(4) 建物の改修・修繕負担区分

下記分類表のとおり、外壁改修工事や屋上防水工事等の建物躯体に係る工事や給排水、空調設備、ダムウェーターに関する工事は本市の負担とし、その他建物、設備にかかる改修、修繕費は運営事業者の負担とする。

なお、建物の目標耐用年数（80年）の中間年次となる築後40年を目安に行う大規模改修工事を実施した場合についても、同様の費用負担で行うものとする。ただし、1か所につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の軽微な修繕に係る費用については、下記分類表に関わらず運営事業者の負担とする。

大分類	中分類	負担
外部	屋根	市
	外壁	市
	建具	事業者
内部	床・壁・天井	事業者
電気	照明設備	事業者
給排水	衛生器具設備	市
空調	空気調和設備	市
搬送機	ダムウェーター	市

(5) 建物の使用に関して生じる経費

運営事業者は、本件建物の使用に関して生じる電気、ガス、水道、排水設備等の使用料金、維持管理費、衛生費その他本件建物の使用に関して生じる一切の費用について、(4)に記載する本市の負担となるものを除き負担しなければならない。

その他の条件は、別途、本市と運営事業者の間で締結する建物賃貸借契約で定める。

(6) 備品等

既存の備品や遊具等は、協議の上、本市から運営事業者にも原則無償譲渡するものとする。

4 保育の引継ぎ

運営事業者は、次に掲げる全ての項目を実施しなければならない。

- (1) 「参考資料_園概要」を参照し、現おがきえ保育園で実施している保育内容等の継続性を踏まえ、園児、保護者への影響に配慮した円滑な引継ぎを指定管理者と行うこと。
- (2) 移行前に合同保育を行うなど、現おがきえ保育園の保育士と合同で保育に従事する保育士を派遣すること。
- (3) 保育内容等の引継ぎの実施方法の協議・検討については、運営事業者、指定管理者、本市、保護者で構成する協議会にて実施すること。

5 応募資格

応募資格は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の法人格を有する者であり、保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）における各法人別の審査基準を満たすこと。
- (2) 愛知県内において、現に認可保育所又は認定こども園を運営していること。
- (3) 法第35条第5項各号のいずれにも該当すること。
- (4) 募集保育所の安定的な運営に必要な能力、資力等を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法

律 2 2 5 号) 等による手続き中の法人でないこと。

(6) 刈谷市暴力団排除条例 (平成 2 4 年条例第 8 号。以下「排除条例」という。)

第 2 条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。また、排除条例に基づく排除対象事業者でないこと。

なお、選定された後に、排除措置対象事業者であることが判明し、愛知県より排除要請があった場合は、原則として決定の取消しをする。

(7) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年号外政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。

(8) この要項に基づく申込の日から審査決定通知日までの間に本市の指名停止措置を受けていないこと。

(9) 子ども・子育て支援法 (平成 2 4 年号外法律第 6 5 号。以下「支援法」という。) 附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費のうち、改善基礎分全額について、愛知県知事より加算を停止されていないこと。

(1 0) 法、支援法、児童福祉施設の設備運営基準その他の関係法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施に当たる意思があること。

(1 1) 本市の条例及び規則並びに指導を遵守できること。

(1 2) 本市の保育行政を十分に理解し、積極的に協力すること。具体的には、本市の定例会 (園長会) や研修へ参加し、かつ、本市の行事 (ちびっこ絵画展等) に協力すること。

(1 3) 応募時点で次に該当する事業者でないこと。

ア 国税及び地方税を滞納している事業者

イ 役員等に、次のいずれかに該当する者がいる事業者

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

(ウ) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留され又は起訴された者で、判決が確定に至るまでの者

(エ) 心身の故障により業務を執行できない者又は未成年者

6 私立保育所への移行に伴う手続

私立保育所への移行に当たっては、開園予定日の6月前までに愛知県に「保育所設置認可申請書」を提出し許可を得るなど、運営事業者自らが児童福祉法第39条に規定する保育所の設置に必要な事業認可等の手続を行うこと。

7 保育所の運営に関する条件

運営事業者は、提案に当たり、次に掲げる全ての条件に該当しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設運営基準を遵守した運営であること。
- (2) 設備運営基準を遵守した運営であること。
- (3) 愛知県条例を遵守した運営であること。
- (4) 施設長については、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、保育所保育指針を熟知しており、保育の実施と運営上の根拠となる法令のほか、基本的な関係法令（福祉分野に限らず、厚生労働、防災、環境への配慮に関するもの等）を正しく理解しており、次のア及びイのいずれにも該当するものを配置すること。

ア 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

イ 常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ、有給のものである者

- (5) 保育計画の立案等の主任業務を担う主任保育士を初年度より配置するとともに、それを補佐する副主任保育士を開所後3年以内に処遇改善等加算Ⅱ（令和6年度末時点の公定価格加算名称）により配置すること。
- (6) 保育士の配置については、次に掲げる配置基準を満たすこと。その他の配置基準等については、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知）別紙2Ⅱ1（2）及び愛知県条例の基準を遵守し、運営に当たり必要な保育士等を確実に確保すること。加えて看護師、准看護師、保健師のいずれかの資格を持つものを1名以上配置すること。

ア 4歳以上児25人につき1人

イ 3歳児15人につき1人

ウ 2歳児6人につき1人

エ 1歳児5人につき1人

オ 0歳児3人につき1人

(7) 事務員を1名以上配置するとともに、必要に応じて非常勤職員を配置し、児童及び職員の処遇改善（刈谷市職員の給与に準拠）を確実に実施し、さらに職員の福利厚生及び職員体制の充実に努めること。

(8) 処遇改善等加算ⅠⅡⅢ（令和6年度末時点の公定価格加算名称）を移行後3年以内に全て取得するとともに、配置した職員については積極的に外部・園内の研修に旅費及び残業手当を保障した上で参加させ、施設長を含めた職員の全体の資質向上に努めること。また、正規職員のうち常勤である者全員の給料について市から格付けを受け、かつその額以上の給料を支給すること。

(9) 給食の実施については、自園調理とし、次の事項に十分注意して給食を提供すること。10時（0歳児クラス、1歳児クラス及び2歳児クラスのみ）、15時及び19時の補食として提供を行うこと。なお、調理業務は委託することができるが、その場合は、保育所における調理業務委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

ア 園で提供する食事については、季節感のあるものを適時・適温で提供すること。

イ 園児の発達段階や健康状態に応じた幼児食、乳児食、離乳食、アレルギー食（除去食、代替食）等への配慮を行うこと。

ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針に基づき、各年齢の発育・発達過程に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示や展示食等を実施するとともに、必要に応じて児童に対し栄養指導を行い、保護者に対する食を通じた子育て支援を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

カ 任意ではあるが、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添。最終改正：平成29年6月16日付け生食発0

６１６第１号）を活用すること。

キ 日本人の食事摂取基準（２０２５年度版）を活用し、子どもの発達状態に応じた必要なエネルギーや栄養素が確保できるよう留意すること。

（１０）緊急時・災害時の対応について、事前に本市及び保護者に明確にすること。

（１１）事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに本市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。

（１２）保護者、園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。

（１３）保護者との意思疎通を図り、質問及び要望等には責任を持って対応するとともに、保護者の意見を保育所運営に反映させること。

（１４）苦情解決体制を整備し、保護者に誠意をもって対応し、その内容等を本市及び保護者に対し、明確にすること。

（１５）保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

（１６）利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結び付けるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開すること。

（１７）本市が決定する保育料以外の費用を保護者から求める場合は、あらかじめ、本市と協議を行い、承認を得ること。また、保護者に対しては、当該費用の使途及び額並びに費用を求める理由について、書面により明らかにすること。なお、当該内容について、インターネット等を活用し、公表及び公開に努めるとともに、事前に保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ること。

（１８）本市の待機児童解消対策に協力すること。

（１９）自治会等の地元との連携を積極的に行うこと。

（２０）その他、本市市民に対する保育制度の歴史的経緯を踏まえた要請に応じるとともに、本市が独自に実施する巡回指導を受け、運営改善を確実に行う

こと。

8 事前申出及び質問

(1) 応募検討事前申出書及び質問書の提出

応募に関する事前申出及び質問を次に定める方法により受付する。

ア 受付期間

令和7年4月1日（火）から同月11日（金）まで

土・日を除く午前9時から午後5時まで

※令和7年4月7日（月）から同月11日（金）までの間で、施設見学を希望する場合は、子ども課（0566-62-1014）へ問合せること（施設では保育中であるため希望に添えない場合があります）。

イ 申出・質問方法

応募検討事前申出書（様式第1号）及び申込みに係る質問書（様式第3号）により受け付ける。質問については内容を簡潔かつ明確に記入することとし、かつ質問書を送信した場合は、送信したことを電話で連絡すること。

ウ 送付先

電子メール kodomo@city.kariya.lg.jp

(2) 質問に関する留意事項

審査選定内容や法、支援法及び設備運営基準等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等に関する質問については回答できかねるため、受け付けない。質問は電子メールで回答するが、応募者全体に関わるものと判断した場合は、刈谷市ホームページ上に掲載することとする。

(3) 機密保持誓約書の提出

応募申込みまでに機密保持誓約書（様式第2号）を刈谷市役所2階子ども課窓口へ提出することとする。

9 応募申込みについて

(1) 一次審査

次に掲げる方法により応募すること。なお、応募者が4者以下の場合は、一次審査を実施せず、応募者全員が二次審査に通過する旨を通達する。

ア 申込方法

受付期間	令和7年4月25日（金）から令和7年5月12日（月）まで 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで ※ 電話にて予約の上、提出場所に直接提出すること（郵送・FAX・電子メール不可）。 ※ 書類不備の場合は受付できないため、期日に余裕をもって提出すること。
提出場所	愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所2階 子ども課 電話0566-62-1014（直通）
提出書類	刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者募集に関する提出書類一覧（別紙1）を参照すること。
提出部数	正本1部 副本（正本の写し）13部 ※ 提出部数が別紙1で指定されている場合は、それに従うこと。 ※ 副本は、左綴じで両面印刷とすること。
応募経費	応募に際し必要な経費は事業者の負担とする。

イ 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に示す体裁を整えること。

（ア）所定の様式や指定がされているもの以外は原則A4判とし、図面はA3判とする。ただし、官公署発行書類及び既存のパンフレット等は、この限りでない。

（イ）新たに作成する書類の文字の字体は明朝体で統一し、読みづらくなならないよう文字の大きさ等に配慮すること。

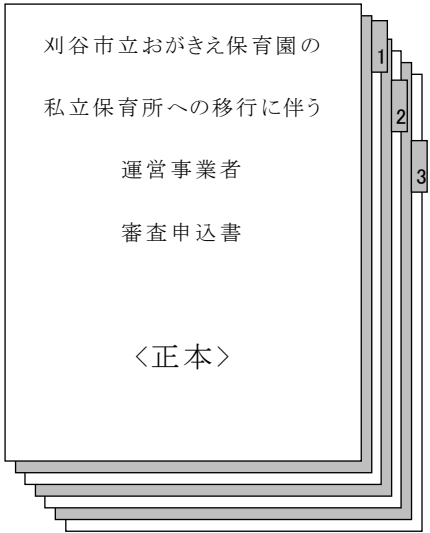
（ウ）提出書類は、パイプ式ファイル、バインダー等による2穴綴じとす

ること。

(エ) 提出書類の種類ごとに、インデックス（刈谷市立おがきえ保育園の
私立保育所への移行に伴う運営事業者募集に関する提出書類一覧（別
紙１）の提出書類番号）を付した間紙を入れること。

(オ) ファイル、バインダー等の表紙及び背表紙には、記載例を参考に次の事項を記載すること。

- a 刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者
審査申込書
- b 正本・副本の別
- c 法人等の名称

【記載例】	
[表紙] 刈谷市立おがきえ保育園の 私立保育所への移行に伴う 運営事業者 審査申込書 〈正本〉 	[背表紙] 刈谷市立おがきえ保育園の 私立保育所への移行に伴う 運営事業者審査申込書 〈正本〉 法人等の名称

ウ 審査基準

審査項目	審査事項	配点
保育所計画の充実性	保育士・看護師等確保計画 (医療的ケア児等対応含む)	20
	給食提供の充実度	15
	こども誰でも通園制度	15
実施状況	認可保育所又は認定こども園運営実績	30
財務状況	財務状況	20

エ 結果通知

審査申込書を提出した者に対して相対評価の上、令和7年5月下旬頃に一次審査結果を通知する。

(2) 応募に関する留意事項

ア 提出書類

提出書類に関係のない単なるPR等を目的としたパンフレットは添付しないこと。(提案説明に必要があれば添付を妨げるものではない。)

イ 提出書類の返却

本市に提出した書類等は返却しない。

ウ 提案内容変更の禁止

提出書類の内容を後日変更することは禁ずる。

エ 虚偽の記載をした場合の無効

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

オ 事業者の公表

募集保育所の運営法人に決定した事業者については、刈谷市ホームページ上で公表する。

カ 情報公開

提出された提案書等は刈谷市情報公開条例の対象行政情報となるため、公開されることを前提として作成すること。なお、法人の魅力を伝える上で内部秘密等を提案書等に掲載する場合、公開されることにより不利益を被るおそれのある情報については切り分けて別紙として集約し、公開対象外の書類としてまとめるなど適切な措置を講ずるものとする。

キ 応募の辞退

書類提出後に辞退する際には、申込辞退届(様式第7号)を刈谷市次世代育成部子ども課へ提出すること。

10 二次審査について

一次審査を通過した上位4者が、プロポーザル方式による二次審査の対象となる。

（１）選定方法

有識者等で構成する刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査（ヒアリングを含む。）を行い、委員会は、刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者選定に関する審査基準表（別紙２）に基づき採点し、合計点が最も高い応募者を運営事業者として選定する。

＜プレゼンテーション審査＞

- ① 開催日時：令和７年６月下旬～７月上旬

※対象者に開催日時や開催場所等の実施方法を通知する。

- ② 開催場所（予定）

刈谷市役所又は市内公共施設

- ③ 出席者・発表者（５人以内）

応募した法人の代表者、法人の経理担当者、施設長就任予定者等、保育内容の説明ができる者に限る。

- ④ プレゼンテーション内容（１事業者３０分）

（１）プレゼンテーション（１０分）

法人の児童福祉施設運営理念、応募動機、私立保育所への移行計画、その他提出書類に記載されている内容及びこれら以外のアピールしたい取組内容

（２）質疑応答（２０分）

（２）事業者の決定

本市は、委員会の選定結果を踏まえて運営事業者（以下「決定事業者」という。）を決定する。ただし、提案内容によって、本市は決定事業者なしと決定する場合がある。

（３）選定結果の通知等

選定結果は、選定後速やかに文書により通知する。

なお、審査の結果、不採択となったことによる応募事業者の不利益について

ては、本市は一切その責を負わないものとする。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けない。

1 1 事業者選定スケジュール

募集要項の公表	令和7年4月1日（火）
事前申出書提出 質問受付	令和7年4月1日（火）～同月11日（金）
審査申込書受付	令和7年4月25日（金）～令和7年5月12日（月）
一次審査（事務局審査）	令和7年5月22日（木）～同月26日（月）
一次審査結果通知	令和7年5月下旬
二次審査（委員会審査） （一次審査通過者のみ） プレゼンテーション審査	令和7年6月中旬～7月上旬
決定事業者公表	令和7年7月上旬～7月中旬
開園	令和9年4月1日（木）

1 2 その他留意事項

- （1）この要項に基づいて、提出された書類に記載された内容で、評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営を行うこと。
- （2）決定事業者は、原則として辞退できない。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。
- （3）本市は、必要に応じて関係機関（官公庁等）へ問い合わせを行うことがある。
- （4）決定事業者として選定された場合であっても、その後、この要項、添付書類及び条例等の関係規定に基づいた整備を行えなかった場合、決定事業者としての地位を取り消すことがある。
- （5）本市は、運営事業者決定後に、決定事業者が次に定める事項に該当した場合には、当該決定を取り消すことができる。なお、当該決定を取消しされた

場合、今後の本市保育所等公募において応募できない場合がある。

ア 法人側の不作為により、この要項の条件の履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合

イ 当初計画の資金計画又は提案内容に大きな変更があった場合

ウ 施設長を変更（決定事業者から変更）した場合

エ 次に定める事項により、令和9年4月1日の開園及び園児の受入れに支障を来すおそれがある場合

（ア）職員や保育従事者等の人員確保が見込めない場合

（イ）募集保育所設置に係る関係法令の許可等がされる見込みがない場合又は当該許可等の時期が遅延したことにより募集保育所設置が遅延すると見込まれる場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、本市が決定事業者としてふさわしくないと判断した場合

（6）認可保育事業の開始後、法人所轄庁による監査等で指導された場合は、その指導に従うこと。

（7）不測の事態により事業の実施が困難となった場合は、募集を中止することがある。

（8）本市の予算措置がなされない場合は、補助金の交付を行うことができない。

（9）運営事業者の応募がなかった場合又は本市が決定事業者なしと決定した場合は、再度募集を行うことがある。

（10）この要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとする。

【募集に関する問い合わせ先】

刈谷市次世代育成部子ども課管理係

〒448－8501

刈谷市東陽町1丁目1番地

電話 0566－62－1014（直通）

電子メール kodomo@city.kariya.lg.jp

(別紙1)

刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者募集に関する提出書類一覧

提出書類番号	項目	内容等	様式	提出必須
	応募検討事前申出書	応募検討事前申出書（4月11日までに提出）	様式第1号	○
	機密保持誓約書	機密保持誓約書	様式第2号	○
	申込みに係る質問書	質問する場合のみ提出	様式第3号	
1	審査申込書	審査申込書	様式第4号	○
2	審査申込誓約書	応募資格を有する旨等の誓約書	様式第5号	○
3	事業計画書	事業計画書 ・できるだけ具体的に記入すること	様式第6号	○
4	事業計画書に係る補足資料（応募事業者が現に運営する保育所のもの等※）	事業者代表者の履歴書	任意様式	
5		事業者案内のパンフレット及び運営規程等	任意様式	
6		既存運営施設案内のパンフレット等	任意様式	
7		事業計画（最新のもの）	任意様式	
8		保育・教育課程及び指導計画（最新のもの）	任意様式	
9		デイリープログラム（最新のもの）	任意様式	
10		アレルギー等対応・食育・地産地消・健康に関する取組に関する資料	任意様式	
11		献立表（令和7年4月・5月分）	任意様式	
12		給食の衛生管理に関する資料	任意様式	
13		令和7年度研修計画書	任意様式	
14		防災対策マニュアル	任意様式	
15		令和7年度避難訓練計画及び避難訓練結果	任意様式	
16		防犯対策マニュアル	任意様式	
17		事故防止対策及び事故対応マニュアル	任意様式	
18		個人情報保護に関するマニュアル等	任意様式	
19	工程表	各種手続を含めた開園までの工程表	任意様式	○
20	団体に関する書類	定款・規約の写し	任意様式	○
21		役員及び評議員等の名簿	任意様式	○
22		法人登記事項証明書及び印鑑証明書（作成後、3ヵ月以内のもの）		○
23		直近3年度の法人税、消費税、地方消費税及び法人市町村民税の納税証明書		○
24		直近3年度の所轄庁からの指導監査指摘事項及び同改善状況報告書の写し※		○
25		直近3年度の貸借対照表及び損益計算書		○
	申込辞退届	辞退する場合のみ提出	様式第7号	

※ 現に運営する保育所が複数ある場合は、募集保育所の定員に最も規模に近い保育所の資料を添付してください。

刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者選定に関する二次審査基準表

二次審査及びプレゼンテーション

区分	審査項目			審査内容	確認書類・方法	配点
二次審査及びプレゼンテーション	1 法人に関する事項	(1) 事業実績		事業実績、法人運営の適格性及び能力について 愛知県内における保育所及び認定こども園の事業実績等	・ 様式第6号1	10
		(2) 運営理念		事業者の運営理念について	・ 様式第6号1 ・ 提出書類番号4 ・ 提出書類番号5 ・ プレゼンテーション	
		(3) その他アピール		その他アピールについて	・ 様式第6号1 ・ プレゼンテーション	
	2 保育所運営に関する事項	(1) 募集保育所の概要	ア 定員	提案予定の定員について	・ 様式第6号2(1)ア ・ 様式第6号2(1)イ ・ 様式第6号2(1)ウ ・ 様式第6号2(1)エ	10
			イ 開園時間	提案予定の開園時間について		
		ウ 地域子ども・子育て支援事業等	休日保育の事業内容等について 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の事業内容等について			
		(2) 応募動機や保育理念・基本方針	ア 応募動機	応募動機について	・ 様式第6号2(2)ア ・ 様式第6号2(2)イ ・ プレゼンテーション	5
			イ 保育理念・基本方針	保育理念・基本方針について		
		(3) 保育事業の内容	ア 事業計画	事業計画について	・ 提出書類番号6 ・ 提出書類番号7 ・ 様式第6号2(3)ア ・ 提出書類番号8 ・ 様式第6号2(3)イ ・ 提出書類番号9 ・ 様式第6号2(3)ウ	20
			イ 保育・教育課程及び指導計画	各年齢に応じた保育内容について		
			ウ デイリープログラム	1日の保育の流れの考え方について		
			エ 障害児等の受入れ	特別な配慮や支援を必要とする児童や障害児等の受入れについて、考え方やこれまでの実績及び今後の取組について		
		(4) 給食	ア 食育・地産地消・健康	食育や地産地消、健康に関する取組について	・ 様式第6号2(4)ア ・ 提出書類番号10	20
			イ 栄養管理	アレルギー対策を始めとする児童の栄養管理に関する取組について	・ 様式第6号2(4)イ ・ 提出書類番号11	
ウ 衛生管理	給食の衛生管理に関する取組について		・ 様式第6号2(4)ウ ・ 提出書類番号12			
3 職員	(1) 施設長就任予定者の経験		募集保育所の施設長就任予定者の認可保育所又は認定こども園での施設長経験について	・ 様式第6号3(1)	20	
	(2) 職員配置		募集保育所の主任保育士、副主任保育士就任予定者の保育士経験年数及び職員配置に対する考え方について	・ 様式第6号3(2)		
	(3) 職員育成		職員の研修計画の考え方や具体的な育成方針について	・ 様式第6号3(3) ・ 提出書類番号13		
	(4) 職員確保	ア 通常保育	通常保育における職員の具体的な確保（経験者の配置等）の方法について	・ 様式第6号3(4)ア		
		イ 地域子ども・子育て支援事業等	こども誰でも通園制度や休日保育事業における職員の具体的な確保の方法について	・ 様式第6号3(4)イ		

区分	審査項目		審査内容	確認書類・方法	配点
	4 危機管理	(1) 防災対策 (2) 防犯対策 (3) 事故防止対策及び事故対応	防災対策に実効性のある取組及び工夫がされているかについて 防犯対策に実効性のある取組及び工夫がされているかについて 事故防止対策及び事故対応の取組について	・ 様式第6号4(1) ・ 提出書類番号14 ・ 提出書類番号15 ・ 様式第6号4(2) ・ 提出書類番号16 ・ 様式第6号4(3) ・ 提出書類番号17	20
	5 その他の取組	(1) 保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処方法 (2) 保護者との連携や育児支援 (3) 地域及び周辺住民との関わり (4) 個人情報保護及び情報公開 (5) 環境に配慮した取組 (6) 独自の取組	保護者からの意見、要望、苦情等の把握及び対処方法について 保護者との連携や育児支援に関する取組について 地域及び周辺住民との関わりについて 個人情報保護及び情報公開の考え方について 環境に配慮した取組や環境学習の有無と内容について 保育所の運営全体を通して、募集保育所での独自の取組の有無と内容について	・ 様式第6号5(1) ・ 様式第6号5(2) ・ 様式第6号5(3) ・ 様式第6号5(4) ・ 提出書類番号18 ・ 様式第6号5(5) ・ 様式第6号5(6) ・ プレゼンテーション	15
	6 私立保育所への移行計画		各種手続を含めた開園までのスケジュールの妥当性、園児、保護者への影響に配慮した円滑な保育内容等の引継ぎになっているかについて	・ 様式第6号6 ・ 提出書類番号19 ・ プレゼンテーション	10
	7 所轄庁からの指導・指摘		直近3年間の所轄庁からの指導・指摘について	・ 提出書類番号24	10
	8 財務状況		財務状況の健全性について	・ 提出書類番号23 ・ 提出書類番号25	10

※ 提出書類番号は「刈谷市立おがきえ保育園の私立保育所への移行に伴う運営事業者募集に関する提出書類一覧」を参照してください。

※ 本表配点は、委員会において変更になる可能性があります。